

二段階一般競争入札にかかる質疑回答書（第 2 回）

【 物件の所在：岡山市中区高屋字四反地 28 番 1 外 1 筆 】

No.	入札案内書の 該 当 ペ ー ジ 及 び 項 目	質疑内容	回答
1	P14 ○開発条件	対象財産の東側の一部を市道 拡幅用地として岡山市へ所有権 移転させることは可能ですか。	対象財産は、将来における行政需要に対応することを目的に、国が所有権を留保すると決定した財産です。 このため、対象財産の一部であっても岡山市へ所有権を移転することはできません。 なお、借受人において対象財産の一部を道路状にすることは可能ですが、この場合、国有財産有償貸付合意書（案）第25条第1項により、道路状とした範囲も含めて、貸付財産を原状に回復のうえ、更地での返還となります。